

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 告示
- 県道の路線を認定する件二件
- 道路の区域を決定する件二件
- 道路の区域を変更する件五件
- 道路の供用を開始する件五件

- 公告
- 都市計画事業の認可の告示があった件二件
- 落札者を決定した件
- 福島県収用委員会
- 裁決書の正本を公示送達するため告示する件

二 十九 八 七 六 六

## 告 示

### 福島県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

整理番号	三九四
路線名	県道相馬新地線
起 点	一般国道六号交点（相馬市程田）
終 点	
重要な経過地	

一般国道六号交点（相馬郡新地町駒ヶ嶺）

（道路計画課）

### 福島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

整理番号	三九五
路線名	県道四倉久之浜線
起 点	一般国道六号交点（いわき市四倉町）
終 点	一般国道六号交点（いわき市久之浜町）
重要な経過地	

（道路計画課）

### 福島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	県道相馬新地線
区 間	相馬市程田字潜石四一番一地从相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林六番一地从先まで
敷地の幅員（メートル）	一四・八（メートル）
延 長（メートル）	九、二四九・三

福島県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道四倉久之浜線	いわき市四倉町字六丁目一六四番二地先から 同 市久之浜町金ヶ沢字明不作二九番一地先まで	九・〇〇 五五・六	四、九四八・〇

(道路計画課)

福島県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲二八五五番二二地先から 同 郡同 町大字蚕養字沼尻山甲二八五五番二一七地先まで	変更前 A 九・八〇 二九・〇	変更後 A 九・八〇 二九・〇	九二・五
			B 二九・〇 四・三〇 二四・九	九二・五 九六・〇

(道路計画課)

福島県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	相馬市百槻字神明二〇七番一地先から 同 市百槻字神明二〇七番一地先まで	変更前 一三三・〇〇 三三三・〇	変更後 一八・四〇 三三三・〇	二五・八 一一二〇・八

(道路計画課)

福島県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	相馬市塚ノ町二丁目二番二地先から	変更前 一八・二〇 二四・四	変更後 (メートル)	六四・二二

同 市塚ノ町二丁目二番一地先まで	変更後	一八・二ノ五八・四	一八二・六
相馬市塚ノ町二丁目七番一地先から同 市塚ノ町二丁目二番一地先まで	変更後	一八・二ノ五八・四	一八二・六

(道路計画課)

**福島県告示第十号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

県道原町海老相馬線	相馬市大曲字天神五六番一地先から同 市中野字寺前三〇五番一地先まで	変更前	一四・〇ノ五七・六	一、五三五・九
相馬市大曲字天神五六番一地先から同 市中野字寺前三〇五番一地先まで	変更後	一四・八ノ二二・〇	四三・〇	

(道路計画課)

**福島県告示第十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日

平成二十九年一月六日

一般国道一四号	双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子町一七番一地先から同 郡同 町大字幾世橋字六反田三番一地先まで	変更前	三〇・〇ノ四八・八	一、一五〇・〇
双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子町一九番二地先から同 郡同 町大字幾世橋字六反田三番一地先まで	変更後	一六・〇ノ四八・八	一、一五〇・〇	

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

**福島県告示第十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

県道相馬新地線	相馬市程田字潜石四一番一地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林六番一地先まで	供用開始の区間	供用開始の期日
相馬市程田字潜石四一番一地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字新林六番一地先まで			平成二十九年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日  
 福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道四倉久之浜線	いわき市四倉町字六丁目二六四番 二地先から 同 市久之浜町金ヶ沢字明不作 二九番一地先まで	平成二十九年四月一日

(道路計画課)

**福島県告示第十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日  
 福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子町 一九番二地先から 同 郡同 町大字権現堂字町場五 四番二地先まで	平成二十九年一月六日

(道路計画課)

**福島県告示第十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日  
 福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

県道浪江鹿島線

双葉郡浪江町大字権現堂字新町四 五番一地先から 同 郡同 町大字権現堂字新町四 五番一地先まで	平成二十九年一月六日
--	------------

(道路計画課)

**福島県告示第十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十九年一月六日  
 福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字権現堂字新町五 一番二地先から 同 郡同 町大字権現堂字新町五 〇番地先まで	平成二十九年一月六日

(道路計画課)

**公 告**

**公告第六号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
 平成二十九年一月六日  
 福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県中都市計画道路事業三・四・二百六号須賀川	福島県	郡山市麓山一番一 号 福島県中建設	収用の部分 福島県須賀川市南町、大町及び千日堂地内

駅並木町線

事務所

使用の部分  
なし

(まちづくり推進課)

**公告第七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月六日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称 原町都市計画道路事業三・五・百十号夜の森前大木戸線	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所	事業地の所在 収用の部分 福島県南相馬市原町区三島町二丁目、南町三丁目、上町二丁目、上町三丁目、国見町一丁目及び国見町三丁目地内 使用の部分 なし
--	---------------	---	---

(まちづくり推進課)

**公告第8号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年1月6日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
107,784,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年10月28日

(入札用度課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県自治会館三階）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十九年一月六日

福島県収用委員会  
会長 菅 野 昭 弘

一 書類の名称

平成二十八年十二月二十六日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名(名称)	住所(所在地)
不明。ただし、株式会社サン住宅環境又はその他の者 (福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三〇一番二の土地に存する野立平看板の所有者)	不明
不明 (福島県岩瀬郡鏡石町不時沼三〇一番及び三〇一番二の土地に存する動産の所有者)	不明

三 その他

前記書類を受領しないときは、平成二十九年一月二十七日をもって送達があつたものとみなされます。